

【別紙】

諮問番号：令和３年諮問第１号

答申番号：令和４年答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和３年２月２８日に提起した処分庁による財産の差押えに関する処分（令和２年１２月２日付け、木収対第１２３９号）（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

第２ 事案の概要

- 1 処分庁は、本件処分に係る差押調書を作成し、請求人の別表１「未納明細書」記載の滞納市税及び延滞金（以下「本件滞納市税等」という。）を徴収するため、請求人の所有する別表２「差押財産目録」記載の不動産（以下「本件差押不動産」という。）について、令和２年１１月１９日に千葉地方法務局木更津支局へ本件処分に係る登記嘱託書を提出した。
- 2 処分庁は、令和２年１１月２５日に千葉地方法務局木更津支局から上記１の登記嘱託書に係る登記完了証の送付を受けた。
- 3 処分庁は、令和２年１２月２日付け差押書を、令和２年１２月４日に特定記録郵便により請求人に送付し、当該差押書は、令和２年１２月５日に請求人へ送達され、本件処分を行った。
- 4 請求人は、令和３年２月２８日に審査庁に対し、本件審査請求を行った。

第３ 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、概ね以下の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

- (１) 固定資産税が全く支払われていないという処分庁からの指摘は間違いであり、一部は支払をしている。さらに、東日本大震災で被災したことなどの納付ができないことに

は事情がある。

(2) 私の生活の主な財源である本件差押不動産は、差押えによりマンション入居募集が出来ない状態である。

(3) 現在のところ、令和3年4月30日までに支払が遅れると〇〇〇〇が肩代わりして金額を代位弁済することにより、債権者が〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇に移転し、〇〇〇〇〇が競売をかけて回収をはかるとのことである。競売にかけられることにより、生きていく道を閉ざされてしまう。入居募集を再び始めたい。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由により、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきであるとしている。

(1) 本件処分に至るまでの間、処分庁は、請求人に対して督促状を發した後、平成20年度以降、電話による納税相談を11回、面接による納税相談を12回、計23回行ったほか、未納市税のお知らせを12回、滞納処分執行予告書を令和元年6月19日に發送するなど計4回發送し、かつ納税相談を実施した。

平成23年以降の請求人の自主納付は、平成30年2月28日と同年3月27日の各30,000円のみである。この納付は、処分庁が暫定的に作成した3ヶ月間月3万円の分割計画の履行のうち2回の履行(1回は不履行)によるものである。

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく本件処分に係る差押えの要件を満たしており、かつ、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第68条第1項、第2項及び第4項の手続を行っている。

(3) 請求人は、本件差押不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益することができる(国税徴収法第69条第1項)ため、当該差押不動産の使用収益に影響はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 請求人は、滞納額の一部を納付しており、残余についても様々な事情がある旨主張する。

請求人は、本件処分当時、本件滞納市税等を滞納し、期別の滞納税額に対する督促状は全て請求人宛に送達され、各督促状の発送日から10日以上を経過し、法律上の滞納処分の要件が充足していた。市町村はこの要件を充足した場合は、納税できないことの事情の有無に関わらず差押処分を行わなければならないため違法性は認められない。

(2) 請求人は、本件処分によりマンション入居募集も出来ない旨を主張するが、国税徴収法第69条第1項で、差し押さえられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益することができると規定されており、法的に入居者の募集が禁止されている事実はない。

(3) 差押財産の選択について、処分庁が行った預金及び年金の調査によると、口座残高及び年金の年額は、いずれも少額であり、不動産については、請求人は居宅の他に多数の不動産を所有しており、その不動産には抵当権が附されているものの、固定資産税評価額と現在の被担保債権額を比べると、公売の特殊性に伴う減価調整を行った後も配当見込額があり、処分庁が本件差押不動産を差押財産として選択した判断に合理的裁量を逸脱したと解される点はなく、差押財産の選択を誤った違法性は認められない。

(4) 本件処分は、地方税法及び国税徴収法に基づく事前の督促手続、差押書の送付等の手続を経て行われており、手続においても違法性は認められず、他に本件処分について違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の裁決についての判断

本件処分の維持が適当である。

第6 調査審議の経過

令和3年11月5日 審査庁からの諮問を受付

令和3年12月14日 調査審議

令和4年1月25日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により認定できる事実として、上記第２の事実のほか、以下の事実が認められる。

- (１) 請求人は、本件処分に係る差押書の送達を受けた令和２年１２月５日、本件滞納市税等を滞納していた。当該滞納額の内訳は、別表１のとおりである。
- (２) 本件処分は、本件滞納市税等に係る各期別の督促状を発した日から起算して、いずれも１０日を経過してから行われた（別表１）。
- (３) 請求人は、平成２３年以降、平成３０年２月２８日と同年３月２７日にそれぞれ３万円を納付した他は、自ら納付を行った事実はない。
- (４) 本件差押不動産は、別表２のとおり請求人が所有する又は持分を有する土地、建物である。
- (５) 本件差押不動産は、別表２のとおり金銭消費貸借を原因とする抵当権が設定されている。
- (６) 処分庁が把握した請求人の銀行等の預貯金口座の口座残高は、滞納額に比して少額であった。

２ 本件に係る法令等の規定について

- (１) 地方税法には、滞納処分について、以下の規定がある。
 - ① 第３３１条第１項柱書 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

同項第１号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - ② 第３３１条第６項 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
 - ③ 第３７３条第１項柱書 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

同項第１号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - ④ 第３７３条第７項 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金

の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2) 国税徴収法には、滞納処分について、以下の規定がある。

- ① 第48条第1項 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。
- ② 第68条第1項 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。））、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

同条第2項 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

同条第3項 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

同条第4項 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第2項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

- ③ 第69条第1項 滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

(3) 国税徴収法基本通達（昭和35年1月27日付け徴徴4－5外9課共同「国税徴収法基本通達の制定について」国税長官通達。平成30年3月20日改正「国税徴収法基本通達の全文改正について」。）第47条関係17《財産の選択》には以下の指針が示されている。

差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して選択を行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

- ① 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
- ② 滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ③ 換価に便利な財産であること。
- ④ 保管又は引揚げに便利な財産であること。

3 滞納処分の要件充足性について

請求人は、滞納額の一部を納付しており、残余についても様々な事情がある旨主張する。

しかしながら、地方税法第331条第1項第1号又は同法第373条第1項第1号により、市町村民税又は固定資産税の滞納の事実、当該滞納税額に係る督促を受けた事実及び当該督促状発送から10日を経過した事実があれば、当該滞納に係る差押処分の要件を満たすものとされ、その場合、市町村は差押処分を行わなければならない旨が規定されている。

請求人は、本件処分当時、本件滞納市税等を滞納し、期別の滞納税額に対する督促状は全て請求人宛に送達され、各督促状の発送日から10日以上を経過していた。

従って、請求人が主張する一部弁済の事実があったこと及び納税できないことの事情の有無に関わらず、本件処分は請求人の財産に対する差押処分に係る法律上の要件を充足して行われたものであり、この点について違法性は認められない。

4 本件処分により、マンションの入居募集ができないことについて

請求人は、本件処分によりマンションの入居募集が出来ない旨を主張する。

しかしながら、国税徴収法第69条第1項で、差し押さえられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができると規定されていることから、入居募集が禁止されてはいない。

5 差押財産の選択について

請求人は、本件処分により生きていく道が閉ざされる旨主張する。

国税不服審判所（平成15年4月7日裁決参照）によれば、「差押財産の選択に当たっては法令に具体的な規定はなく、徴収法第48条、同第49条《差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重》、同法第75条《一般の差押禁止財産》から同法第78条《条件付差押禁止財産》までの規定に抵触しない限り、専ら徴収職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。本件基本通達は徴収職員に対して差押財産の選択に当たっての基準ないし留意事項を示したものに過ぎず、本件基本通達に反することを理由に差押処分の違法を主張することはできない。」とされている。

そこで、本件処分が徴収職員の合理的裁量の範囲を逸脱したというべき事情が認められるか否かを以下に検討する。

（1） 預金債権及び年金の選択について

処分庁が行った預金及び年金の調査によると請求人の口座残高及び年金の年額はいずれも少額であり差押えを行わないことについて、合理的裁量の範囲を逸脱したとはいえ

ない。

(2) 不動産の選択について

請求人は、居宅の他に多数の不動産を所有しておりその不動産には、抵当権が附されているものの、処分予定価額及び固定資産税評価額と現在の被担保債権額を比べると、公売の特殊性に伴う減価調整を行った後も配当見込額があり、差押えを行ったことについて合理的裁量の範囲を逸脱したとはいえない。

以上のように、処分庁が本件差押不動産を差押対象財産として選択した判断に合理的裁量を逸脱したと解される点はなく、差押財産の選択を誤った違法性は認められない。

6 上記以外の違法性又は不当性について

本件処分は、地方税法、国税徴収法に基づく事前の督促手続、差押書の送付等の手続を経て行われており、手続においても違法性は認められず、他に本件処分について違法又は不当な点は認められない。

7 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。

8 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

第8 付記事項について

本件処分の適法性及び妥当性の上記判断について影響を及ぼさないが、当審査会は、以下の点について付言する。

1 滞納額が増える前の対応について

地方税法第331条第1項第1号において、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。また、固定資産税に係る地方税法第373条第1項第1号も同様に規定されている。同法の要件を満たすのであれば、滞納処分を実施する必要がある、滞納額が増える前に、同法の規定に従い対応するように要請する。

2 処分予定価格の算出について

差押処分時に差押えの対象である不動産の価値を正確に評価することは困難であるかもしれないが、土地及び建物の処分予定価格の算出について再度検討し、公売等の方法による市への配当額との差ができるだけ少なくなるよう、より適切に算出することを要請する。

以上

令和4年1月25日

木更津市行政不服審査会

会長 渡 邊 秀 孝

副会長 井 元 岳 史

委員 清 水 幸 雄